

温暖化対策税制とこれに関連する施策についての検討状況

温暖化対策税制については、これまで、中央環境審議会や政府税調、与党各党の税制調査会において、以下のような積極的な検討が行われてきているところであり、今後とも、これらを踏まえ、環境税について早急に検討を進めることとしている。

1. 中央環境審議会施策総合企画小委員会における検討状況

地球温暖化防止のための税制及びこれに関連する施策については、平成15年12月、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の下、施策総合企画小委員会が設けられ、これまでに17回の審議及び2回の地方ヒアリングを重ね、総合的に検討が行われてきた。

昨年8月には、「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」を公表し、温暖化対策税制を「有力な追加的施策」として位置づけた。

また、昨年12月には、「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する論点についての取りまとめ」を公表し、温暖化対策税制と他の施策との比較、経済影響、課税段階、軽減方策、効果、税収の使途、既存エネルギー関係諸税との関係といった温暖化対策税制を検討するに当たって重要な論点について、これまでの議論の整理を行った。

2. 政府税制調査会及び与党における検討状況

昨年11月、環境省より環境税の具体案が公表されたことを受け、政府税制調査会においても環境税についての検討が行われ、「平成17年度の税制改正に関する答申」（平成16年11月25日）において、別紙1のとおり盛り込まれた。

また、自由民主党及び公明党においても、検討が行われ、「平成17年度税制改正大綱」（平成16年12月15日、自由民主党・公明党）において、別紙2のとおり盛り込まれた。

平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成16年11月）

税制調査会

二 個別税目の課題

7. 地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年2月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年3月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月）の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の使途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

平成17年度税制改正大綱

(平成16年12月15日、自由民主党・公明党)

－ 環境税関連部分の抜粋 －

第三 検討事項

- 14 われわれは、過去とは比べものにならない大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面大量の二酸化炭素を排出し、将来世代に地球温暖化という大きな負の遺産を残している。この事態に対処し、京都議定書の平成17年2月発効とそれに伴うわが国の責任を踏まえ、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要である。このため、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。